

## 測地学分科会運営規則 改正のポイント

改正箇所	改正のポイント
第2条第1項	地震火山観測研究計画部会を常設とする条文の追加
第2条第4項	地震火山観測研究計画に係る事項のうち分科会が定めるものについて、地震火山観測研究計画部会の議決をもって測地学分科会の議決とすることができるものとする条文の追加
第2条第5項	前項の規定により、部会の議決をもって分科会の議決としたときは、部会長が次の分科会にその内容を報告するものとする条文の追加
第3条第9項	委員会の開催要件について規定する条文の追加
第7条	必要に応じて学識経験者等を招聘できることを規定する条文の追加
第8条	Web 会議システムを利用した会議への出席について規定する条文の追加

## 測地学分科会の公開の手続きについて 改正のポイント

改正箇所	改正のポイント
1	文部科学省 HP のリンクの削除
4	部会・委員会への準用規定の追加